

生活保護制度における介護扶助について

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

1 介護扶助の概要

1 介護扶助の対象者及び給付内容

(1) 対象者

生活保護受給者で介護保険法に規定する要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）と、第1号被保険者で基本チェックリストにより規定の基準に該当する者（以下「事業対象者」という。）

(2) 給付内容と給付方法

給付内容	給付方法
①居宅・施設・地域密着型介護、介護予防	指定介護機関に委託して現物給付する（介護券を事業者に送付する。）。
②(介護予防)福祉用具(介護予防)住宅改修	費用の1割を指定介護機関に金銭給付する（受領委任払い制度）。
③移送	保険給付による送迎が行われない場合等については、必要な交通費を金銭給付する（生活保護独自の給付。）。

※事業対象者は①及び③のみが対象となります。

2 介護扶助の介護方針及び介護報酬

(1) 指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）によります。

(2) 要介護・要支援者については介護保険法で定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額を、要綱に定める事業対象者については要綱第1号事業に係る費用の支給（以下「事業に係る支給」という。）限度額を超える介護扶助の給付は認められません。（参考：「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬」）

(3) 原則として、生活保護受給者の「ユニット型個室」「ユニット型個室的多床室」「従来型個室」への入所は、認められません。

ただし、平成23年度から社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の対象者が生活保護受給者にも拡充されたことを受け、施設事業者が同事業を活用することにより、生活保護受給者の利用者負担の全額が軽減（免除）された場合は、生活保護受給者も介護保険施設の個室等の利用が可能となります。

なお、生活保護受給者については、（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る居住費（滞在費）のみが軽減制度の対象となります。

3 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係

介護保険の被保険者については介護保険の給付が行われるため、生活保護の補足性の原理により保険給付が優先し、保険給付の行われない自己負担分が介護扶助の対象となります。

40歳以上65歳未満の生活保護受給者で医療保険に未加入の者は、介護保険の加入要件に該当せず加入できないため、介護サービス費は他法他施策（障害者総合支援法による給付等）による給付がない限り、原則として介護扶助から給付されます。

	40歳以上65歳未満の者		65歳以上の者
【基本チェックリスト該当者】 介護予防・日常生活支援のみ	(基本チェックリスト対象外)		第1号被保険者 ・事業に係る支給(9割) ・介護扶助(1割)
【要支援者】 介護予防・日常生活支援 +介護予防サービス	医療保険	未加入者	介護扶助10割者 ・介護扶助(10割)
		加入者	第2号被保険者 ・保険給付又は事業に係る支給(9割) ・介護扶助(1割)
【要介護者】 介護サービスのみのみ	医療保険	未加入者	介護扶助10割者 ・介護扶助(10割)
		加入者	第2号被保険者 ・保険給付(9割) ・介護扶助(1割)

4 介護保険の被保険者以外の者の要介護認定又は要支援認定

介護保険の被保険者以外の者(介護扶助10割給付対象者)は、介護保険制度の被保険者ではないため、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課(以下「区等生活福祉課」という。)から居宅介護支援事業者等に訪問調査票の作成を、生活保護法指定医療機関に主治医意見書の作成を依頼し、認定審査会に認定審査を委託します。

訪問調査を行う居宅介護支援事業者等は、本市(介護ケア推進課)と訪問調査の委託契約を締結する必要があります。訪問調査の委託契約が未締結で、区等生活福祉課から訪問調査の依頼を受けた場合、契約締結の手続きが必要となりますので、保健福祉局生活福祉部生活福祉課(以下「本庁生活福祉課」という。)(介護扶助担当 TEL075-251-1175)へ御連絡いただきますようお願いいたします。

5 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成上の留意点

(1) 指定介護機関による各種計画の作成

生活保護受給者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)を作成する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター(以下「居宅介護支援事業者等」という。)は、原則として生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。

なお、介護保険の被保険者以外の者の居宅サービス計画等の作成については、次の(2)「介護扶助の程度」なお書き以降の介護扶助の適用範囲に特に留意してください。

(2) 介護扶助の程度

居宅介護、介護予防又は総合事業(以下「居宅介護等」という。)に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額の範囲内となります。

他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防・生活支援サービスをいう。)の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者が、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られます。ただし、

住所地特例により他市町村の特定地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに介護予防・生活支援サービスをいう。）を利用する場合は、当該サービス事業者が住所地特例対象施設の所在する市町村の指定を受けていることでサービス利用が可能となります。なお、その際の介護の報酬の額については、住所地特例対象施設の所在する市町村の定める報酬単位になります。

なお、介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）については、障害者総合支援法による給付が介護扶助に優先して適用されます。

介護保険の被保険者以外の者の介護扶助（居宅介護及び介護予防）の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から障害者総合支援法による給付の給付額を控除した額となります。

ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から障害者総合支援法による給付の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（障害者総合支援法による給付によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等））を確保できないと認められるときは、例外的に介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助による必要最低限度のサービス給付を行うことができます。

（3）居宅サービス事業者の利用

生活保護受給者は特段の事情がない限り、別途交通費が必要となる居宅サービス事業者の利用は認められません。

2 介護扶助の給付と介護報酬の請求

1 介護扶助の給付決定と介護券送付

（1）介護扶助の給付決定

生活保護受給者が居宅介護等のサービスや施設介護サービスを必要とする場合は、介護扶助の給付を区等生活福祉課へ申請します。

介護保険の被保険者である生活保護受給者が、居宅介護又は介護予防サービスの利用申請を行う場合には、申請時に要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）結果及び居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の写しを添付する必要があります。（被保険者以外の生活保護受給者については、申請時に当該書類の添付の必要はありませんが、介護扶助の決定に際し、居宅サービス又は介護予防サービス計画の写しが必要となります。）

同様に総合事業の利用を申請する場合は、事業対象者と記載された被保険者証及び介護予防サービス計画の写しを添付する必要があります。

区等生活福祉課は、要介護認定等結果（又は被保険者証写し）及び居宅サービス計画等に基づいて介護扶助を決定し、決定された介護扶助の内容を記載した「介護券」（例：資料1-1及び1-2）をサービス提供事業者に送付します。

介護サービスが変更される場合は、居宅介護支援事業者等から速やかに区等生活福祉課に連絡してください。

<留意点>

介護扶助の申請には、保護変更申請書(介護扶助)(例：資料1-3)の提出が必要です。

申請権者(本人、同居の親族、扶養義務者)以外の者が記載することは出来ませんので、身寄りの方がいない高齢者等で、区等生活福祉課への来所や当該申請書への記載が困難な場合は、後日、担当のケースワーカーによる家庭訪問時等にサービス内容の確認等を行います。

（2）居宅サービス計画等の写しの提供

区等生活福祉課が生活保護受給者の同意を得て、居宅介護支援事業者等に居宅サービス計画等の写しの交付を依頼した場合は、区等生活福祉課に提供してください。

また、区等生活福祉課が交付を依頼したのちに介護サービスが変更される場合も提供してください。

なお、サービス利用票、同別表（居宅サービス計画兼サービス利用票を含む。）を作成されている場合は、介護券の発券を円滑に行うため、サービス利用票、同別表の写しを提出いただきますよう御協力ください。（サービス利用票、同別表に記載されない居宅療養管理指導等については、別途、区等生活福祉課まで御連絡いただきますようお願いいたします。）

2 介護券について

介護券は月単位で発行し、サービス提供事業者に送付します。

介護券は、サービス利用開始時及び随時発行の場合は区等生活福祉課から、2か月目以降もサービス利用を継続する場合は2か月目以降分は本庁生活福祉課から、それぞれ発行して送付します。

サービス提供事業者は、介護サービスの提供にあたって毎月、当該月の「介護券」を確認し、「介護券」から必要事項を介護給付費明細書に転記してください。また、「介護券」には、利用中のサービスがすべて記載されていることを併せて御確認ください。

「介護券」に本人支払額が記載されている場合は、記載額を本人から徴収してください。

施設入所者で本人支払額*が15,000円を超える場合は、例：資料2の記載の方法により介護給付費明細書を記載してください。

必要な「介護券」が到着しない場合は、所管の区等生活福祉課へ御連絡ください。

※ 世帯に年金等一定収入があり、生活費や住宅費等が賄える場合に、介護費及び医療費の一部自己負担金を求めるもの。

3 介護報酬

(1) 介護扶助の介護報酬の請求

区等生活福祉課から送付される介護券の記載事項を介護給付費明細書に転記し、京都府国民健康保険団体連合会へ保険給付外の本人負担分を公費請求してください。

なお、介護報酬（居住費（滞在費）及び食費を除く。）について、介護保険被保険者の場合には、高額介護サービス費の適用により、介護扶助での負担は、月額15,000円が限度となります。

また、居住費（滞在費）及び食費の請求については、所管の区等生活福祉課へ御相談ください。介護給付費明細書の記載方法は、例：資料2を参照してください。

(2) 介護扶助の介護報酬の過誤申立て

介護保険被保険者については、該当の各区役所・支所健康長寿推進課で介護給付費過誤申立の手続きを行ってください。

介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）については、該当の区等生活福祉課に介護給付費過誤申立書を提出してください。

4 介護保険給付費の公費請求について

生活保護（介護扶助）制度は他法優先（介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）については、障害者施策優先。）ですので、生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は、その公費請求を生活保護に優先して行ってください。

生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は、「介護券」の備考欄にその旨の記載があります。

備考の「その他」欄に「あり」と記載されている場合は、適用されている他の公費制度の内容を区等生活福祉課に御確認ください。

公費請求の対象となるサービスについては、「介護保険給付費等にかかる請求要領」（京都府国民健康保険団体連合会作成）を参照してください。

5 介護施設入所者及び短期入所者の居住費（滞在費）及び食費の負担限度額の減額認定について

介護保険の被保険者である生活保護受給者が、居住費（滞在費）及び食費の利用者負担限度額の減額を受け、利用者負担第1段階で介護報酬を請求するためには、生活保護受給者が「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていることが必要です。

介護施設に入所（短期入所を含む。）した介護保険の被保険者である生活保護受給者が「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていない場合は、担当窓口への申請手続に御援助御協力をお願いいたします。

6 介護医療院の取扱いについて

平成30年4月1日から、施設サービスに「介護医療院サービス」が新たに新設され、生活保護制度においても、保護変更申請書（介護扶助）や介護券等に、介護医療院が追加されました。

3 介護扶助関連の給付

1 介護保険料の対応

普通徴収対象者については、生活扶助費として介護保険料加算を計上し、特別徴収対象者については特別徴収相当額を年金収入の認定額から控除します（いずれの場合でも、生活保護で保障される生活水準は同一になります。）。

2 施設入所者の基準生活費

介護施設入所者基本生活費と介護施設入所者加算を生活扶助費として支給します（介護施設入所者加算と他の加算が重複した場合は、重複調整を行います。）。

4 指定介護機関の指定

生活保護受給者に介護サービスを提供するには、事業者が生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。また、指定は各サービス（事業者）の種類ごとに必要です（要支援者や事業対象者へのサービス提供には、「介護予防」、「総合事業」の指定が必要です。）。

なお、生活保護法改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があった事業者については、特段の申出がない限り、生活保護法の指定があったものとみなすこととされていますので、指定申請書の提出は不要です。

1 指定

(1) みなし指定

ア 居宅介護及び介護予防

平成26年7月1日以降に新たに介護保険法による指定を受けた事業所は、事前に別段「指定を不要とする申出書」の提出がない限り、同時に生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

また、新法施行日（平成26年7月1日）より前に旧法の指定を受けている生活保護法による指定介護機関は、施行日において指定を受けたものとみなされます。

イ 総合事業

要綱に定める第1号事業を実施する事業所として指定を受けている事業所は、事前に別段「指定を不要とする申出書」の提出がない限り、同時に生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

(2) 指定申請

上記の別段の申出を行った事業所及び新法施行日より前に介護保険法による指定を受けた事業

所が新規に指定を受けるときは指定申請が必要です。

＜指定申請書の入手方法＞

京都市情報館（京都市ホームページ） ページ番号「136534」で検索可能

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000136534.html>

2 指定の効力

介護保険法の規定による事業の廃止、指定の取消し、指定の効力が失われたときは、その効力を失いますので、指定を受けている指定介護機関については廃止等の届出を提出する必要があります。

3 指定後の手続き

事業所名称、事業所所在地等の変更がある場合や、廃止、休止、辞退される場合は生活保護法第54条の2に基づき速やかに届出を行ってください。

届出様式は京都市ホームページに掲載しているほか、本庁生活福祉課又は区等生活福祉課管理担当の窓口でお声がけください。（別紙：届出先一覧）

（参考）必要な届出について

（1）平成26年6月以前に介護保険法の指定を受けた機関の場合

平成26年6月以前に介護保険法の指定を受けている機関や生活保護法の指定を不要とする旨の申出（別段の申出）をされている機関については、生活保護法に係る指定申請書及び各種届出の提出が必要です。

（2）平成26年7月以降に介護保険法の指定を受けた機関の場合

平成26年7月以降に介護保険法の指定を受けた機関については、生活保護法指定介護機関の指定を受けたとみなされます。生活保護法による指定が不要な場合は、「指定不要申出書」を提出してください。

※ 生活保護法において、指定等を受けたとみなされる場合（届出が不要）は以下のとおりとなるため、御注意ください。

○ 生活保護法に係る届出が不要：指定、廃止、処分

なお、以下の場合は「みなし」が適用されませんので、介護保険法とは別に届出が必要です。

○ 生活保護法に係る届出が必要：変更、休止、再開、辞退

中国残留邦人等に対する介護支援給付について

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

1 概要

支援給付制度は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）」に基づき、中国残留邦人等の方々の生活の安定を目的とした制度です。

2 介護機関の指定について

支援給付制度が開始された平成 20 年 4 月 1 日以前から生活保護法による指定を受けていた介護機関は、中国残留邦人等支援法による指定を受けたものとみなされます。また、平成 20 年 4 月 1 日以降、新たに生活保護法による指定を申請する場合は、併せて中国残留邦人等支援法による指定を申請していただくこととなります。

3 介護支援給付について

(1) 基本的には、生活保護法による介護扶助と同様の給付内容及び方式（介護券等による現物給付方式）となり、介護機関からの請求方法も同様です。介護券に基づき、国保連合会を通して介護報酬を請求してください。

(2) 留意事項

被支援者の介護券等は、本人の申請に基づき、本市から介護機関に直接郵送します。介護券が届かない場合は、保健福祉センターにお問合わせください。

4 介護保険被保険者以外の者の被支援者

「生活保護制度における介護扶助について」3 の例により、40 歳以上 65 歳未満の被支援者で医療保険に未加入の者は、そのサービス費用等の全額が支援給付により賄われます（介護支援給付 10 割対象者）。

5 介護保険施設のユニット型個室等への入所について

被支援者の「ユニット型個室」「ユニット型個室的多床室」「従来型個室」の居住費については、介護支援給付費の支給対象とはなりません。介護支援給付費で対応しなくても入所が可能な場合については、入所を認めています。（以下の場合が想定されます。）

- ① 自治体の単独事業により居住費の利用者負担が免除される場合
- ② 施設側が利用者の収入の状況等に鑑み、利用者から居住費の徴収を行わない場合（「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の活用等）

○指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日 厚生省告示第191号

令和2年10月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定により、本担当規定を中国残留邦人等支援法指定介護機関に準用する。

指定介護機関介護担当規程

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護被保護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を附して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

参考：生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号

改正 平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号

改正 令和 2 年

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令代 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

生活保護法介護券

公費負担者 番号		交付番号		単独・併用別	
受給者番号		有効期間			
保険者番号		被保険者番号		要介護 状態区分	
認定有効期間					
氏名		居住地			
指定居宅介護 支援事業者名					
指定介護機関名					
居宅介護					
施設介護					
居宅介護支援		本人支払額		円	
地区担当員	取扱担当者				
	京都市		福祉事務所長		
備 考	介 護 保 険				
	感 染 症 法 第 37 条 の 2				
	そ の 他				

(注) この券は毎月更新ですので、そのつど受給者番号等をご確認のうえ、6箇月間介護機関で保管してください。

保護変更申請書 (介護扶助)

資料 1 - 3

世帯員コード										開始				廃止				受理年月日	受理番号
区	学区	町	世帯	員	C	元	年	月	日	元	年	月	日						
申請・併給																			

申請にこられた方(申請者)

ところ(住所) 京都市 区 町 団地 棟 号	学区	名まえ(氏名)	介護の必要な方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
電話		電話	
(宛先) 京都市 福祉事務所長		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による <input type="checkbox"/> 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく措置による			
保護の変更を申請します。			

介護の必要な方	名まえ(氏名) <input type="checkbox"/> 申請者に同じ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	世帯主の名まえ <input type="checkbox"/> 申請者に同じ
	ところ(住所) <input type="checkbox"/> 申請者に同じ	学区	町	公費負担医療 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
申請の内容	居宅介護		施設介護	
	(予防)(総合事業) 5 (35) 特定施設入居者生活介護 6 (36) 短期入所生活介護 7 (57) 短期入所療養介護 8 (-) (40) 訪問介護 9 (59) 訪問入浴介護 10 (60) 訪問看護 11 (61) 訪問リハビリテーション 12 (-) (41) 通所介護 13 (63) 通所リハビリテーション	(予防)(総合事業) 14 (64) 居宅療養管理指導 15 (65) 福祉用具貸与 20 (70) (45) 介護支援(サービス計画費) 31 (81) 小規模多機能居宅介護 32 夜間対応型訪問介護 34 小規模特定入居者生活介護 35 (85) 認知症対応型共同生活介護 36 (86) 認知症対応型通所介護 - (-) (42-44) その他生活支援サービス	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 17 介護医療院 33 小規模介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導に伴う交通費 <input type="checkbox"/> 介護移送費 <input type="checkbox"/> 福祉用具購入費 <input type="checkbox"/> その他	障害者総合支援法 <input type="checkbox"/> (精神通院医療) <input type="checkbox"/> (更生医療) <input type="checkbox"/> 原爆被爆者一般医療 <input type="checkbox"/> 感染症法 <input type="checkbox"/> 特定疾患 <input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害
介護が必要になった日		年 月 日		介護機関名
介護予定期間 <input type="checkbox"/> 1箇月 <input type="checkbox"/> 2箇月 <input type="checkbox"/> 3箇月 <input type="checkbox"/> 4箇月 <input type="checkbox"/> 5箇月 <input type="checkbox"/> 6箇月 <input type="checkbox"/> 7箇月以上				

太枠内に記入してください。

介護扶助決定書

居宅 座振込
 事務所払い 事業者払い

開始・却下				金銭支給額				廃止			
実施	年	月	日	円				実施	年	月	日
起案	年	月	日					起案	年	月	日
決定	年	月	日					決定	年	月	日
課長	保護係長	地区担当員	医療担当者	金額入力	課長	保護係長	地区担当員	医療担当者	金額入力		
事由					事由 介護不要・介護計画変更・入所・退所・中止・死亡						

給付券発行台帳

年 月							
有効期間	/	/	/	/	/	/	/
交付番号							
交付年月日							

○介護給付費明細書の記載例

(例:資料2)

本記載例は、京都府国民健康保険団体連合会に請求される介護扶助費についてのものであり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課払いの介護扶助費の請求については、所管の各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課にお尋ねください。

※記載例中の数値はあくまでも参考です。実際の単位数等と異なる場合がありますので御留意ください。

<例 1>介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、多床室に30日間(1箇月間)入所

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	保施Iiii3	5 2 1 3 3 1	8 8 0 3 0	2 6 4 0 0	3 0	2 6 4 0 0	1	
合計					2 6 4 0 0	2 6 4 0 0		

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 6 4 0 0	2 6 4 0 0		
	②点数・単位数単価	1 0 4 5 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	9 0 /100	1 0 0 /100	/100	/100
	④請求額(円)	2 4 8 2 9 2	1 1 4 0 0		
	⑤利用者負担額(円)	0	1 5 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0	3 0 0 3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0	3 0	9 0 0 0		
	保健施設多床室	5 9 5 2 2 4	3 7 0	0 3 0	1 1 1 0 0	1 1 1 0 0	0	0		
合計						5 2 5 0 0			9 0 0 0	0
保険分請求額(円)							4 3 5 0 0	公費分請求額	8 0 0 0	公費分本人負担月額
										1 0 0 0

※介護保険の被保険者である被保護者に係る介護券による本人支払額は、15,000円までを本体報酬にかかる公費本人負担額に充当し、残額がある場合には、その額を特定入所者介護サービス費における公費本人負担額に充当します。

<例 2>介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、ユニット型個室に30日間(1箇月間)入所

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
		ユ型施設 I i 3	5 2 1 4 3 1	8 8 4	3 0	2 6 5 2 0	3 0	2 6 5 2 0
	合計						2 6 5 2 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 6 5 2 0	2 6 5 2 0		
	②点数・単位数単価	1 0 4 5 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	9 0 / 100	1 0 0 / 100	/ 100	/ 100
	④請求額(円)	2 4 9 4 2 0	1 1 5 2 0		
⑤利用者負担額(円)	0	1 5 0 0 0			

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0	3 0 0 3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0	3 0		9 0 0 0		
	保健施設ユニット型個室	5 9 5 2 2 1	1 9 7 0	8 2 0 3 0	5 9 1 0 0	3 4 5 0 0				2 4 6 0 0	
	合計						1 0 0 5 0 0			9 0 0 0	2 4 6 0 0
							保険分 請求額(円)	6 6 9 0 0	公費分 請求額	8 0 0 0	公費分本人負担月額 1 0 0 0

※被保護者の介護保険施設入所は、原則として多床室に入所することになっているが、例外的に各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課に認められて多床室以外の居室に入所する場合で、かつ介護保険の被保険者である被保護者の居住費については、特定入所者介護サービス費欄に費用単価と負担限度額の差額を保険請求として、また、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課より施設に支給される負担限度額に相当する額を利用者負担額として、明細書に記載します。

※居住費に係る利用者負担額相当額は、直接各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課に請求してください。なお、介護保険の被保険者でない被保護者の場合は、費用単価に相当する額を各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課から直接支給しますので、京都府国民健康保険団体連合会へ請求する請求明細書への記載は行わないでください。

<例 3>介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、多床室に30日間(1箇月間)入所

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
		施設 I i i i 3	5 2 1 3 3 1	8 8 0	3 0	2 6 4 0 0	3 0	2 6 4 0 0
	合計						2 6 4 0 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 6 4 0 0	2 6 4 0 0		
	②点数・単位数単価	1 0 4 5 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	0 / 100	1 0 0 / 100	/ 100	/ 100
	④請求額(円)	0	2 5 9 8 8 0		
⑤利用者負担額(円)	0	1 6 0 0 0			

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0	3 0	4 1 4 0 0	3 0			4 1 4 0 0		
	保健施設多床室	5 9 5 2 2 4	3 7 0	3 0	1 1 1 0 0			3 0	1 1 1 0 0		
	合計						5 2 5 0 0			5 2 5 0 0	
							保険分 請求額(円)		公費分 請求額	5 2 5 0 0	公費分本人負担月額 0

※生活保護単独受給者の場合、介護保険施設の特定入所者介護サービス費は、全額公費負担となります。ただし、居住費にかかる特定入所者介護サービス費は、居室区分が多床室の費用のみ、京都府国民健康保険団体連合会への請求対象となります。

<例 4> 介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、ユニット型個室に30日間(1箇月間)入所

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	ユニット型施設 I 3	5 2 1 4 3 1	8 8 4 3 0	2 6 5 2 0	3 0	2 6 5 2 0	2 6 5 2 0	
合計								

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 6 5 2 0	2 6 5 2 0		
	②点数・単位数単価	1 0 4 5 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	0/100	1 0 0/100		
	④請求額(円)		0 2 6 1 1 3 4		
	⑤利用者負担額(円)		0 1 6 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0		3 0	4 1 4 0 0		3 0	4 1 4 0 0	
	合計									
							保険分 請求額(円)		公費分 請求額	4 1 4 0 0

※被保護者は、原則として、介護保険施設の多床室に入所することになっているが、例外的に各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課に認められ多床室以外の居室に入所する場合で、かつ介護保険の被保険者ではない被保護者の場合の居住費については、費用単価に相当する額を各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課から直接支給しますので、京都府国民健康保険団体連合会へ請求する請求明細書への記載は行わないでください。

<例 5> 短期入所生活介護(様式第3)のサービスにて、月初より30日間ユニット型個室に滞在

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が15,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	併ユニット型生活 I 3	2 1 2 4 3 1	8 2 2 3 0	2 4 6 6 0	3 0	2 4 6 6 0	2 4 6 6 0	
合計								

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①計画単位数	2 4 6 6 0			
	②限度額管理対象単位数	2 4 6 6 0			
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付単位数	2 4 6 6 0	2 4 6 6 0		
	⑤単位数単価	1 0 5 5 円/単位		10円/単位	10円/単位
	⑥給付率	9 0/100			
	⑦請求額(円)	2 3 4 1 4 6	9 6 6 0		
	⑧利用者負担額(円)		1 5 0 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	短期生活食費	5 9 2 1 1 1	1 3 8 0	3 0 0 3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0				9 0 0 0
	短期生活ユニット型個室	5 9 2 1 2 1	1 9 7 0	8 2 0 3 0	5 9 1 0 0	3 4 5 0 0				2 4 6 0 0
	合計									
						保険分 請求額(円)	6 6 9 0 0	公費分 請求額		公費分本人負担月額 0

※短期入所生活介護及び短期入所療養介護(ともに介護予防に係るものを含む。)に係る食費及び滞在費は、介護扶助(公費)の対象とはなりません。利用者負担額は、利用者本人に請求してください。

<例 6> 短期入所生活介護(様式第3)のサービスで月初から30日間多床室に滞在

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課発行の介護券により本人支払額が15,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	併設短期生活Ⅱ3	2 1 2 1 3 5	7 2 2 3 0	2 1 6 6 0	3 0	2 1 6 6 0	1	
合計					2 1 6 6 0	3 0	2 1 6 6 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①計画単位数	2 1 6 6 0			
②限度額管理対象単位数	2 1 6 6 0				
③限度額管理対象外単位数					
④給付単位数	2 1 6 6 0	2 1 6 6 0			
⑤単位数単価	1 0 5 5円/単位	10円/単位	10円/単位		
⑥給付率	0/100	1 0 0/100			
⑦請求額(円)		0 2 1 3 5 1 3			
⑧利用者負担額(円)		1 5 0 0 0			

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	記入不要									
合計										
							保険分 請求額(円)	公費分 請求額	公費分本人負担月額	

※生活保護単独受給者については、短期入所(介護予防に係るものを含む。)の特定入所者介護サービス費の請求欄は記入しません。特定入所者介護サービス費の保険請求相当額は、直接各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課に、利用者負担相当額は、利用者本人に請求してください。

(別紙)

届出先一覧

名 称	住 所	電 話 番 号
保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3階	075-251-1175
京都市北区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1309
京都市上京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	075-441-5102
京都市左京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	075-702-1065
京都市中京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-2531
京都市東山区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市東山区清水五丁目130-8	075-561-9181
京都市山科区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市山科区榊辻池尻町14-2	075-592-3215
京都市下京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市下京区西洞院通塩小路 upper 東塩小路町608-8	075-371-7215
京都市南区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市南区西九条南田町1-3	075-681-3168
京都市右京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1410
京都市西京区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市西京区上桂森下町25-1	075-381-7642
京都市洛西支所保健福祉センター生活福祉課	京都市西京区大原野東境谷町2丁目1-2	075-332-9194
京都市伏見区役所保健福祉センター生活福祉課	京都市伏見区鷹匠町39-2	075-611-2269
京都市深草支所保健福祉センター生活福祉課	京都市伏見区深草向畑町93-1	075-642-3493
京都市醍醐支所保健福祉センター生活福祉課	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-6199

※ 不明な点等につきましては、最寄りの各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課または保健福祉局生活福祉部生活福祉課までお問合せください。